

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のお知らせ

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の支援のため、国による新たな給付金を支給します。

【支給対象者】

①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受給された方を除く)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児の場合、20歳未満)を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

または、新型コロナウイルスによる影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)

※夫婦など養育者が複数人いる場合、所得の高い方が支給対象者となります。

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【申請手続】

1. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は、申請不要です。※7月28日(水)に支給済

2. 1以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方など)は、申請が必要です。

※申請書類は住民課窓口または町ホームページにあります。申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類と併せて住民課に提出してください。

(郵送可)

【申請に必要な書類】

- 申請書
- 申請者および配偶者等のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード、住民票)
- 本人確認書類の写し(運転免許証など)
- 申請者名義の銀行通帳、キャッシュカードの写し
- 児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票など)

※申請者によって異なりますので、申請前に住民課にお問い合わせください

○簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者の場合)

※申立書には、申請者および配偶者等の給与明細書など収入額がわかる書類の写しを添付してください

【申請期限】令和4年2月28日(月)

【支給要件(家計急変者向け)】

家計急変者は、下記の表を参考に非課税相当か判断されます。

世帯人数	収入限度額 (年間)	収入の目安 (月額)
2人(例) 夫(婦)+子1人	137.8万円	114,833円
3人(例) 夫 婦 +子1人	168.0万円	140,000円
4人(例) 夫 婦 +子2人	209.7万円	174,750円
5人(例) 夫 婦 +子3人	249.7万円	208,083円
6人(例) 夫 婦 +子4人	289.7万円	241,416円

※世帯人数は、申請者本人・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)・扶養親族(16歳未満の者も含む)の合計人数です。

※世帯人数が7人以上の場合は住民課にお問い合わせください。

問住民課 ☎(57)4140

多機能端末(証明書交付機)設置のお知らせ

7月1日(木)より、役場本館正面玄関に多機能端末(証明書交付機)を設置しています。

顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの野木町民の方は、コンビニエンスストアと同じようにマイナンバーカードを利用して証明書の交付を受けることができます。(※印鑑登録証カードではご利用いただけません。)マイナンバーカードの取得をおすすめいたします。

また、従来の印鑑登録証カードは役場窓口での「印鑑証明書」申請時に必要ですので、大切に保管してください。

【設置場所】役場本館正面玄関

【時間】平日・土日祝日 8時30分～17時15分

※木曜日は窓口延長日のため19時まで

※年末年始およびシステムメンテナンス時はご利用いただけません。

【取得できる証明書】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・課税証明書

問住民課 ☎(57)4126

令和3年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品【中学生の部】

〈最優秀賞〉

この町の 歴史と笑顔を つなぐ道

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 姚 知己